

## 静岡市土地開発公社経営健全化対策委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、静岡市土地開発公社（以下「市公社」という。）の経営健全化に関する計画の策定及び進行管理等に関する検討を行うため、静岡市土地開発公社経営健全化対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

### (検討事項)

第2条 対策委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市公社の経営健全化に関する計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) 市公社が長期に保有する土地に係る市における事業化の検討及び買取りの時期等に関すること。
- (3) 買取りの時期までの間の暫定利用に関すること。
- (4) 市公社で土地を保有する期間における当該土地に係る利息負担の軽減策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、経営健全化に関し市長が必要であると認める事項

### (組織)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には企画局次長の、副委員長には建設局道路部長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 3 委員は、総務局次長、財政局次長、都市局次長、建設局次長及び上下水道局下水道部長並びに教育委員会事務局教育局次長の職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、対策委員会の会務を総理し、対策委員会を代表する。

- 2 委員長は、対策委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

### (対策委員会の会議)

第5条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 対策委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (対策委員会の庶務)

第6条 対策委員会の庶務は、企画局企画課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定め

る。

附 則

この要綱は、平成17年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。